

この度は、株式会社シーティーエスのIT-レンタマン レンタルサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

お客様(以下甲という)は株式会社シーティーエス(以下乙という)のIT-レンタマン レンタルサービスのご利用に際し、下記IT-レンタマン レンタルサービス契約の利用規約(以下本規約という)についてご了承いただくものとします。

IT-レンタマン レンタルサービス契約の利用規約

第1条(総 則)

本レンタル利用規約は甲と乙との間の、賃貸借契約(以下レンタル契約という)について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用します。レンタル契約の成立は別途定めるトナーキット保守契約の成立と同時に成立するものとし、トナーキット保守契約が解約、解除された場合は本レンタル契約も同時に解除されるものとします。

第2条(レンタル契約の成立及び申込みの拒否)

IT-レンタマン レンタルサービスの利用を希望する者は、レンタル契約に同意した上で、乙の定める必要書類を提出することにより申込みをし、乙がこれを承諾することによりレンタル契約が成立するものとします。また、以下の各号に該当する場合には、乙は利用申込みをお断りすることがあります。

- ①申込みの必要事項が記入されていないか、虚偽の事実が記入されている場合。
- ②乙の業務上、技術上等の理由により、本サービスが提供できない場合。
- ③甲が契約上の責務を怠るおそれがあるとき。
- ④その他、乙が利用申込みを適当でないと判断した場合。

第3条(レンタル物件)

乙は甲に対し、IT-レンタマン レンタルサービス申込書及びトナーキット保守契約申込書(以下申込書という)記載のIT-レンタマン レンタルサービスのレンタル機器(以下本物件という)をレンタル規約に基づいて本物件をレンタルし、甲はこれを賃借します。

- ①甲が本物件を正常使用できるよう乙は1年に1回定期点検を行うものとします。定期点検以外の保守内容は含みません。
- ②甲が本物件を正常で有効に使用できるように、乙が本物件メーカーの提供するインターネット経由の情報収集サービス(プリンタの障害、消耗品、利用状況等の情報収集)を利用することに甲は同意するものとします。また、甲は乙がその情報を乙の判断で活用することを承諾するものとします。
- ③本物件の保守に関しては別途定めるトナーキット保守契約に基づくものとします。

第4条(レンタル期間及び延長と中途解約)

レンタル期間は申込書記載の期間とし、レンタル開始日より申込書記載のレンタル期間を経過した日をレンタル終了予定日とし、スライド方式またはフラット方式のどちらかを選択します。

- ①スライド方式のレンタル期間は最低 1 年間固定になります。期間終了の2ヶ月前に甲から本物件を返却する旨の申し出がなかった場合は自動更新されもう 1 年延長されるものとします。
- ②フラット方式は2年、3年、4年、5年からレンタル期間年数を選択し選択した年数が固定されたレンタル期間とします。
- ③フラット方式を選択し期間満了の2ヶ月前までに甲から本物件を返却する旨の申し出がなかった場合は自動更新され、当初契約より 1 年長い契約期間のレンタル料金を適用し、1年延長されるものとします。
- ④スライド方式、フラット方式ともに延長を含めて5年を超えるレンタル契約はできないものとします。
- ⑤スライド方式に限りレンタル期間が1年以上経過していれば甲は書面による2ヶ月以上前の予告により、レンタル期間中であっても本契約の全部または一部の解約を申し出ることができます。ただし、本項による解約の場合、賃貸期間の終期は同書面が乙に送達された日から2ヶ月経過した日の属する月の末日とします。
- ⑥スライド方式において1年以内で返却の場合は、甲は乙に賃貸期間の始期であるレンタル開始日から1年経過するまでの間の残レンタル利用料金と搬出撤去運搬費の合計額を解約金として支払うものとします。
- ⑦フラット方式において選択した年数以内で返却する場合は、甲は乙に同一期間のスライド方式との差額と残期間のレンタル利用料金の50%、および搬出撤去運搬費の合計額を解約金として支払うものとします。

第5条(料金及び支払い)

甲は本物件のレンタル利用料金(以下利用料金という)、その他の費用など、申込書記載の料金を下記に定める方法で乙に支払うものとします。

- ①本物件の利用料金を甲は毎月支払うものとし、当月の利用料金を当月に支払うものとします。また、月額利用料金の課金は乙により通知される月額利用料金支払開始日より開始するものとします。
- ②本物件の利用料金の支払方法は乙指定の預金口座振替による支払とし、振替日は乙の指定する日とします。また、月額利用料金として乙より請求書、領収書、その他類する書類の発行は行いません。
- ③その他の支払方法は乙が認めた場合に限るものとします。

第6条(本物件の引渡し)

- ①乙は本物件を原則として申込書に記載の甲が指定する設置場所において引渡し、設置場所までの搬入設置運搬は乙が行ない、その費用は甲が負担するものとします。尚、甲は乙から本物件の引渡しを受け次第、直ちに検査点検を行なうものとします。
- ②本物件引渡し日より2日以内(乙の営業日)に甲より乙に書面で通知がない場合、本物件が申込書記載通り納入され、且つ正常な性能を具備しているものとみなし、正規に引渡しが行なわれたことといたします。

第7条(担保責任)

乙は本物件の正常な稼働、若しくは正常な性能の具備のみを担保し、甲の使用目的への適合性について担保責任は負いません。尚、甲が本物件の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、または第三者に与えた損害について乙は甲に対し一切の責任を負いません。

第8条(本物件の使用管理)

甲は本物件を使用管理するにあたり、取扱説明書等の記載事項、及びその指示事項を遵守し、使用時間、使用方法等について善良な管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。尚、本物件は日本国内での使用を原則とし、乙は本物件の確認点検を何時でも行なえるものとします。

- ①本物件を日本国外へ持ち出すことはできません。
- ②本物件を引渡し時申込書記載の設置場所以外に移動することはできません。

第9条(規約及び料金の変更)

本利用規約及び本サービスの利用料金を変更する場合は、あらかじめ甲に変更事項を通知いたします。なお、乙が変更内容を通じた後14日を経過しても甲から本サービスから脱退する旨の申し出がなかった場合、申し出を行わなかった甲は当該期間満了日に、あるいは乙が変更内容を通じた後に甲が本サービスを利用した場合、甲は当該利用日に変更事項を承認したものとします。

第10条(甲に対する通知)

甲に対する通知は、乙の判断により以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- ①乙の管理するホームページに掲載する方法による場合。→掲載された時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ②電子メールにより通知する場合。→甲がIT-レンタマン レンタルサービス利用申込の際またはその後乙に届け出たご担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行きます。この場合乙がご担当者の電子メールアドレス宛に発信した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ③FAXを利用する場合。→甲がIT-レンタマン レンタルサービス利用申込の際またはその後乙に届け出たご担当者のFAX番号宛にFAXを送信して行きます。この場合乙がご担当者のFAX番号宛にFAXを発信した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ④郵送により通知する場合。→甲がIT-レンタマン レンタルサービス利用申込の際またはその後乙に届け出たご担当者の所在地宛に郵送します。この場合乙

がご担当者の所在地宛てに発送した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。

⑤その他、乙が適切と判断する方法(電話などを利用した緊急連絡など)で通知を行うことがあります。

第11条(本物件の譲渡等の禁止)

甲は本物件を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。

第12条(ソフトウェアの複製の禁止)

本物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品に関し、第三者への譲渡、使用权設置、複製、変更、または改作は一切できません。

第13条(本物件の滅失、毀損)

本物件の返却までに生じた商品の滅失、毀損(原因のいかんを問わない)、または返却不能事態に対する全ての危険を甲が負担し、滅失、毀損した場合甲の費用で代替商品購入代金相当額、または修理若しくは修理代金相当額を乙に支払うものとします。

第14条(解約)

乙は本物件に性能の欠陥が生じ本物件の取替に過大な費用または時間を要する場合、乙はその旨を甲に通知しレンタルの解約をすることができます。

第15条(契約の解除及び期限の利益の喪失)

甲に下記各号の事由が発生したときは、乙は甲に対し何らの通知、催告をしないでレンタル契約を解除できるものとします。この場合、甲は直ちに本物件を乙に返還するとともに、レンタル契約に基づき甲が乙に支払うべき一切の債務につき期限の利益を喪失し甲は直ちに現金により全額を乙に支払うものとします。また、乙は何らの催告を要せず甲乙間の債権債務につき相殺できるものとします。

①甲がIT-レンタマン レンタルサービス契約の利用規約の各条項のいずれかに違反したとき。

②申込書に虚偽の内容が記入されていた場合。

③甲がレンタル料の支払いを一回でも遅滞したとき。

④甲が乙以外から消耗品(トナーカートリッジ)を購入したとき。

⑤甲が支払停止の状態に陥り、不渡手形を発生させたとき。

⑥甲が破産、会社整理、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続(本契約終結後に改定若しくは制定されたものを含む)の申立原因を生じ、またはこれらの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき。

⑦甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、または申立をしたとき。

⑧甲が解散したとき。

⑨甲の業態が悪化しまたはそのおそれがあると思われる相当の事由があるとき。

⑩甲が監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止若しくは廃止したとき。

なお、上記⑤～⑩の事態発生するとき、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとします。また、前項による契約解除により乙に損害が生じたときは、甲は直ちに賠償の責に任ずるものとします。

第16条(本物件の返還)

第14条に規定する契約の解除を生じたとき、乙から本物件の返還の請求があったとき、若しくはレンタル期間が満了したとき、甲は直ちに乙指定の場所に下記の通り本物件を返還するものとします。

①甲は本物件の契約時の現状を保証し、異なる場合はその修理費用等を負担する。

②甲は本物件の設置場所から乙の倉庫までの搬出撤去運搬費を負担する。

③甲が本物件の返還を遅延したときは、甲はレンタル期限の終了翌日から返還完了までの期間の乙所定遅延損害金を乙に支払う。

第17条(本物件の電子的情報(以下データという)の消去)

甲が本物件使用中に記録したデータは、甲の責任と費用負担によりそのデータを消去し本物件を乙に返還するものとします。万一、甲又は甲が記録した第三者のデータが漏洩したとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

第18条(遅延利息)

甲が本規約に基づく債務の履行を延滞した場合、甲はその完済に至るまでの年14.6%の遅延利息を乙に支払うものとします。

第19条(不可抗力)

乙の責に帰すことのできない事由による本規約条項の履行遅延、または履行不能については、乙は何らの責をも負いません。

第20条(管轄裁判所の合意)

甲及び乙は、本規約に関するすべての訴訟については、乙の当社所在地に所在する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第21条(特約条項)

レンタル契約について別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となりレンタル契約を補完及び修正するものとします。

第22条(協議事項)

本規約に定めのない事項、あるいは本規約に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は協議のうえ、お互いに誠意をもって解決をはかるものとします。